

新居浜市部活動地域展開推進計画

新居浜市教育委員会

令和8年4月

目次

はじめに	3
1 地域における地域クラブ活動の在り方	4
(1) 国が示す方向性	
(2) 県が目指す姿	
2 本市の現状	5
(1) 生徒数の将来推計	
(2) 部活動の活動実態と加入状況	
3 部活動地域展開に向けた現状	7
(1) 地域展開の種類と課題	
(2) 地域クラブ運営団体と指導者	
4 本市の地域展開について	8
(1) 本市が目指す姿	
(2) 本市の取組	
(3) 今後の推進体制	
(4) 長期スケジュール	
5 その他	10

はじめに

本市の部活動の地域展開にあたっては、令和5年度に「新居浜市部活動のあり方及び地域移行に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、保護者、学校関係者、スポーツ・文化関係者等の皆様と国や県の方針を共有するとともに、国が推進する実証事業に取り組んできたほか、児童生徒、保護者、教員へのアンケート調査やヒアリング等を実施してきました。

これまで部活動は、教育課程との関連を図りながら、学校教育の一環として行われ、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与しており、人間形成の場として大きな役割を担ってきました。

しかし、少子化による児童生徒数の減少は加速しており、部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定され、生徒たちのやりたい部活動が無くなったり、団体競技においては部員不足で試合に出場することができなくなったりするなど、特に持続性という面で厳しさを増しています。

さらに、教員は、部活動が教育課程外の活動であるなか、顧問として経験のない部活動の指導をする必要があるほか、土・日も部活動に従事するなど、これまで、教員の大きな負担によって支えられてきた部活動が、もはや教員だけでは支えきれない状況となっており、働き方改革の中で大きな課題となっています。

また、この状況は、専門的な指導が受けられない生徒及びその保護者にとっても、満足いく活動にならない可能性が高く、指導者と指導を受ける側の双方に影響を及ぼしていることが考えられます。

本市では、これらの状況の検証を進める中で見えてきた課題を整理し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくために、この度、「新居浜市部活動地域展開推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、今後は取り組みの周知に努め、新たに立ち上げる認定地域クラブが生徒たちにとって魅力的で持続可能な活動となるよう取組を進めます。

1 地域における地域クラブ活動の在り方

(1) 国が示す方向性（令和7年5月 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ抜粋）

部活動改革は、急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要です。

そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた、生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要です。

広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されることにより、将来にわたるスポーツ・文化芸術の発展につながるだけでなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイング（個人と社会の関係性が充実している状態）の向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながることも期待されます。

(2) 県が目指す姿（令和5年9月 公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画抜粋）

●目指す姿

○公立中学校のスポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことにより、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、学校と地域の協働による新たなスポーツ・文化芸術環境を整備します。

○学校の枠にとらわれない地域に根差した指導により、教員の働き方改革を推進するとともに、教員の専門性や意思に基づき、学校部活動や地域クラブ活動を指導する体制を構築します。

●取組の方向性

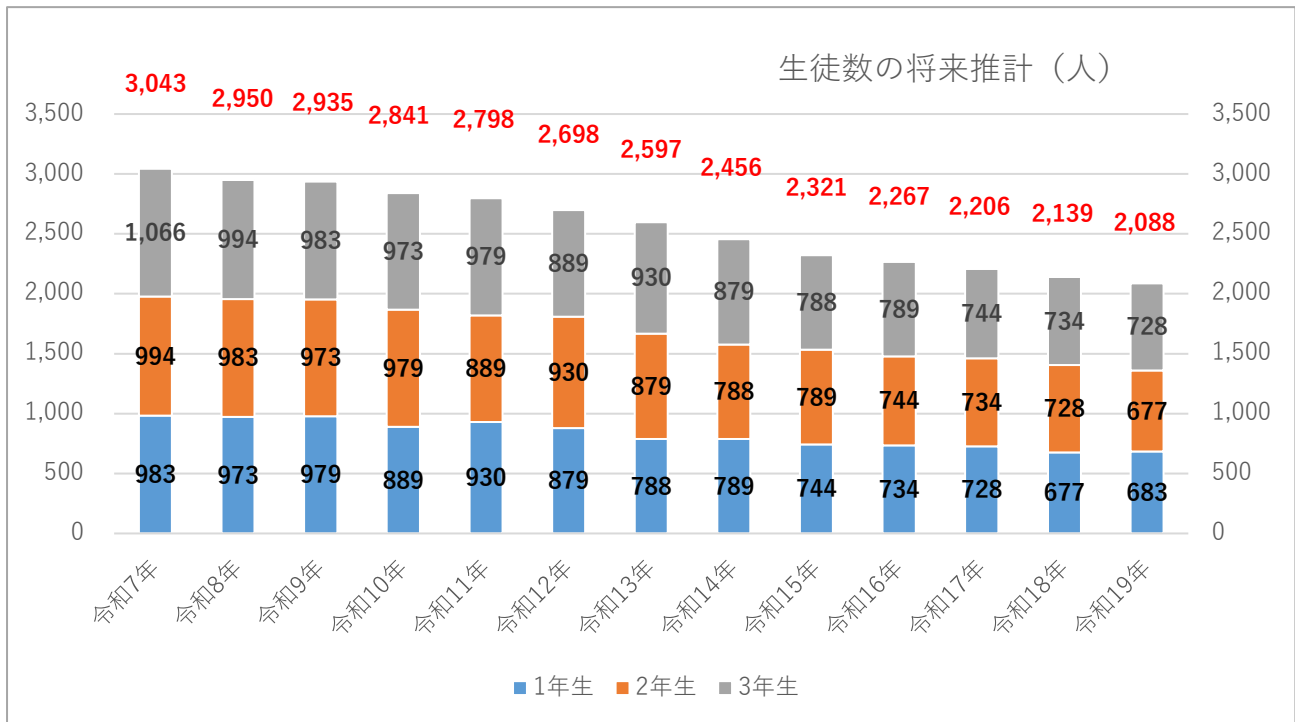
○学校部活動については、その教育的意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ります。

○直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営委員会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

○部活動の地域展開については、中学生等のスポーツ・文化芸術活動の機会を着実に確保していくため、実証事業や補助事業も活用しながら、まずは休日の学校部活動から、地域や学校の実情等にも十分に配慮しつつ段階的に、できるところ(※)から取り組んでいきます。※（指導者、活動場所、活動費用等の目途が立った活動）

2 本市の現状

(1) 生徒数の将来推計



住民基本台帳を基礎資料とした将来の推計生徒数

本市にある市立中学校（以下「市内中学校」という。）は12校あり、全ての市内中学校に運動系、文化系の部活動を設置しています。

一方で、全国的な人口の減少の中で、住民基本台帳を基礎資料とした生徒数の将来推計によると、令和7年度の3,043人から、令和19年には2,088人へと12年間で3割超の減少が見込まれ、今後、少子化の進行は避けられない状況です。

本市の部活動を取り巻く状況は、生徒の部活動における選択肢が縮小されているほか、団体競技を中心に、「合同部活動」や「拠点校部活動」の導入、「廃部」や「休部」など、部員数の減少に伴う問題が拡大しています。

自校に自分が参加したい部活動がない状況や単独の学校ではチーム編成が出来ない状況から、複数の中学校により「合同部活動」でチームを編成している部活動が複数存在する状況となっており、この傾向は、団体競技を中心として、さらに拡大することが見込まれます。（次ページ：部活動の活動実態と加入状況参照）

(2) 部活動の活動実態と加入状況

令和7年度中学校運動部活動の状況(1~2年生)(5/1現在)

No	運動部名	性別	東	川東	西	南	北	泉川	船木	角野	中萩	大生院	ひびき	別子	合計	部活動実施校	技術指導に苦慮	外部指導者導入校	合同実施校(R7新入戦)
1	陸上競技	男		4	7			4		6	12		0		33	5	5		
		女		7	1			2	5	5	4		0		24	6	3		
2	水泳	男	2	4		6	3		4						19	5	4		
		女	1	1		3					0				5	3	3		
3	体操・新体操	男													0	0			
		女		2	1										3	2		2	
4	バスケットボール	男	4		15			14			8				41	4	1		
		女	3	6	3	7	4	19	9	9	8				68	9		1	①東北
5	バレーボール	男	10	14		10					22				56	4	1		
		女	11	7	15	17	12	15	12	2	13	6			110	10	2	2	①角大
6	バドミントン	男	10	8			1		16		3				38	5		2	
		女	17	12			4		9		8	4			54	6	1	2	
7	卓球	男	9	16		13		10	18	9	13	7		5	95	9	5		
		女		9		10		14		8	20			6	61	6	3		
8	ソフトテニス	男	21	12	17	30	10	32		20	20				162	8		2	
		女	6	14	13	24	8	6		23	12	8	0		114	9	2	1	
9	テニス	男													0	0			
		女													0	0			
10	ハンドボール	男	3	9	3	3	1	1	1	4	1	1			27	10		9	
		女													0	0			
11	サッカー	男	8	21	1	20	6		6	12	13	12			99	9	2	3	①東西北 ②角船 ③中大
		女	1		1	1		0			1				4	4	1	3	
12	ソフトボール	男													0	0			
		女		1		13									14	2		1	①南川
13	軟式野球	男	7	9		15		9	1	12	13	3	0		69	8	1		①泉大船 ②東川
		女		0											0	0			
14	柔道	男				1									1	1		1	
		女													0	0			
15	剣道	男		2		9		0	1	0	3				15	4	1		
		女	2	1		3									6	3	1		
部員計	男計		74	99	43	106	22	70	47	63	108	23	0	5	655	132	36	29	
	女計		41	60	34	78	28	56	35	47	66	18	0	6	463				
	合計		115	159	77	184	50	126	82	110	174	41	0	11	1118				

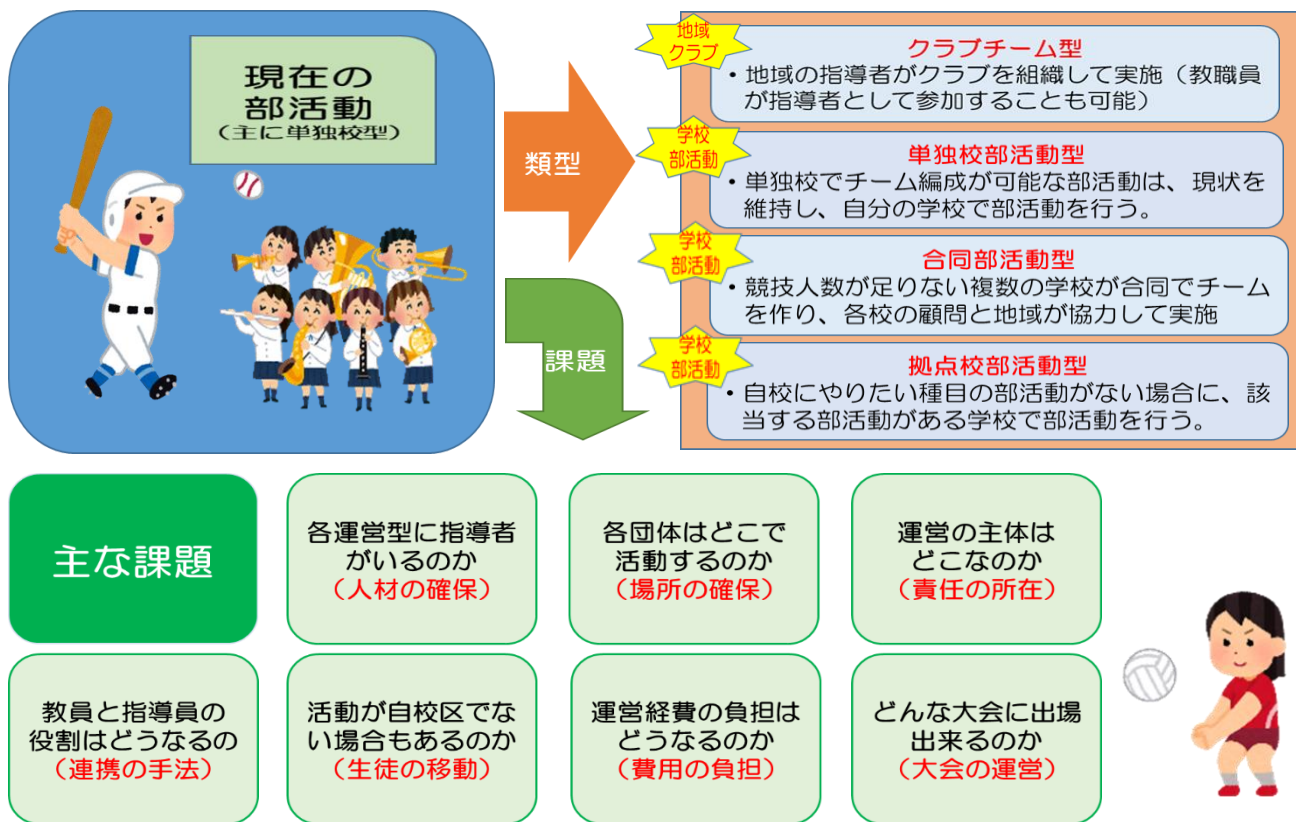
令和7年度中学校文化部活動の状況(1~2年生)(5/1現在)

No	運動部名	性別	東	川東	西	南	北	泉川	船木	角野	中萩	大生院	ひびき	別子	合計	部活動実施校	技術指導に苦慮	外部指導者導入校	合同実施校
1	吹奏楽部	男女		21		12	8				13	4			58	5		1	
2	合唱部	男女			13					2					15	2			
4	音楽部	男女	14					5	17						36	3	1		
5	美術部	男女	14	29	17	13	8	16		29	11				137	8	1		
7	文芸部	男女								4					4	1			
10	環境技術部 技術家庭科	男女				18				12					30	2			
11	園芸部	男女				10									10	1			
14	茶道部	男女	1				2	3	4		2				12	5		5	
15	華道部	男女							0		4				4	2		2	
21	家庭(科)部	男女	7	16							11				34	3	1	1	
合計		男女	36	66	30	53	18	24	21	47	41	4	0	0	340	32	3	9	

運動部、文化部ともに、状況の改善に取り組まなければ、学校の部活動は、出生数の減少とともに急速な衰退を続け、生徒たちがスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会を奪う事態になりかねません。そこで、中学校時代における、スポーツや文化芸術活動の活動環境を再構築し、持続可能なものとなるように、新たな体制づくりを進める必要があります。

3 部活動地域展開に向けた現状

(1) 地域展開の類型と課題



地域クラブには、一般のスポーツ、文化活動を行っているクラブが地域クラブになる「クラブチーム型」と学校部活動を母体とした「単独校部活動型」「合同部活動型」「拠点校部活動型」が考えられ、将来的には、すべてクラブチーム化を目指します。

課題の解決に向けては、国が策定する「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿って、「新居浜市部活動地域展開実施要領」（以下「実施要領」という。）の中で示します。

(2) 地域クラブ運営団体と指導者

地域展開の受け皿としては、運動部門では、スポーツ協会各競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツ団体等の運営団体、文化部門では、文化協会や各文化芸術団体等が考えられます。

本市では、実施している活動ごとに、競技人口やスポーツ協会の各競技団体や文化芸術団体等との連携方法にも違いがあることから、各活動別に運営できる形態を検討する手法が適切であると考えます。

また、教員の兼職兼業を支援するとともに、地域における指導者を積極的に発掘し指導力の向上を図ることで、生徒や保護者のニーズに応じた質の高い指導体制を確保するとともにすべての地域、世代が運動・文化活動に親しむ環境整備を推進します。

4 本市の地域展開について

(1) 本市が目指す姿

中学校の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和7年度改訂版)」を基本的な方針とし、これまで部活動が果たしてきた役割を十分に理解したうえで、本市の現状にあった地域展開を目指します。

将来にわたって、生徒たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、教員が専門性や主体性に基づき、地域クラブ活動を指導できる働き方改革を推進するために、次の項目を基本方針とし、本市の部活動地域展開を進めることとします。

- 生徒が望むスポーツや文化芸術活動について継続的に取り組める環境を整備する
- 教員の働き方改革を念頭に、学校と地域が連携して地域展開を実施する
- 市域全体がつながり、スポーツ・文化活動の価値を高め、全地域・多世代の住民が運動や文化活動に親しむ環境整備を目指す

(2) 本市の取組

①将来の生徒減少と地域特性を考慮し、次のとおり市内を4分割した地域をベースとして、各地域に地域クラブの要件を満たし、地域クラブとして市の認定を受けたクラブ（認定地域クラブ）を適正数設置することを目指します。

- 川西地域（西中学校、南中学校、北中学校）
- 川東地域（東中学校、川東中学校）
- 上部西地域（中萩中学校、大生院中学校）
- 上部東地域（泉川中学校、角野中学校、船木中学校、別子中学校）

なお、文化部の活動において個人活動が主となる活動については、活動ごとに実情にあった運営手法を検討することとします。

②教職員は、地域クラブ指導者として自分の希望する種目の指導することが可能です。

③市は、教職員、教育委員会、スポーツ協会、スポーツクラブ、文化団体、地域、ジュニアチーム等と連携し、指導者の確保に努めます。

④市は、地域クラブの認定要件を、国が示す要件を基本として規定します。

⑤市は、地域クラブの認定要件を定め、要件を満たした個人やグループが主体となった団体を、新たに地域クラブとして認定します（認定地域クラブ）。

⑥費用負担は、国が示す要件を基本として、公私の負担バランス等を検討するとともに経済的な支援が必要な世帯に対しても、適切な支援を行います。

⑦認定地域クラブの指導者等の任用・配置に際しては、生徒の発達の段階に応じた適切

- な指導をするとともに、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこととします。
- ⑧体罰やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許しません。
 - ⑨指導者はサービスを遵守すること等に関し、任用前後において定期的な研修を行います。
 - ⑩部活動と地域クラブの主な違いを次のとおり定義します。

	部活動	認定地域クラブ活動
活動主体	各中学校	認定地域クラブ
指導者	教職員、外部指導員等	地域指導者（教職員を含む）
参加者	当該校の生徒	市域の生徒
活動場所	学校施設、その他の施設	学校施設、その他の施設
費用負担	部費、私費	公費、私費
チーム運営	各学校、顧問教員	各地域クラブ（庶務事務を含む）
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等（クラブで加入）

（3）今後の推進体制

①行政

- 検討委員会の運営、各種調査の実施、継続的な財源の確保に努めます。
- 地域クラブの認定要件や公私負担等、認定地域クラブの運営方針を定めた「実施要領」を作成します。
- 地域展開に参加する多様な人材を確保するため、団体・指導者等の確保に努めます。
- 国・県・学校・スポーツ団体、文化団体等との連絡調整を図ります。
- 部活動地域展開を統括する運営団体の設置や民間事業者との連携に取り組めます。

②学校

- 行政、生徒、保護者、教職員が連携し、生徒の活動の場の確保に取り組めます。
- 合同部活動や拠点校部活動の実施を検討します。
- 部活動外部指導者の拡大に取り組めます。
- 教員の意思を尊重しながら教職員の兼職兼業を推進します。
- 認定地域クラブの活動拠点として、学校施設の活用に関する調整を図ります。

③スポーツ協会、民間スポーツ団体、文化団体等

- 関係団体等は、部活動地域展開の趣旨を理解し、活動への助言及び支援を行います。
- 認定地域クラブや運営主体への指導者の派遣等、指導体制への協力を行います。
- 各種大会、発表会等を開催する場合には、必要に応じて協力を行います。

④地域指導者

- 部活動地域展開の趣旨と認定地域クラブの教育的意義を理解します。
- 他の指導者と連携し、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、認定地域クラブの円滑な運営に協力します。
- 本市の実施要領に沿って、認定地域クラブの指導をします。

(4) 長期スケジュール

新居浜市における部活動地域展開長期スケジュール			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校	合同部活動、拠点校部活動の導入検討		土日は地域クラブとして活動
	学校施設の使用に関する調整		土日学校施設使用連携
	兼業届等、教員関連事務手続きの整備		地域クラブ指導者として活動する教員は兼業届
	部活動外部指導者の積極導入、連携促進		地域のクラブ指導員との連携促進
教育委員会・市役所	小学校に向けた周知（5,6年生）		
	一般クラブチームの公募（7月スタート）		
	10/1 一般クラブチームの活動開始（経費等の支出開始）		
	地域クラブチーム指導員の公募（7月スタート）		
	部活動地域展開運営団体の設置を検討		
	<p>令和10年度3年生引退時点（総体予選終了時点）で、土・日の学校部活動は廃止。土・日の学校部活動は地域クラブとしての活動へ展開。</p>		
地域団体	クラブチーム指導員の公募への協力、各競技の運営、大会運営の協力（6月補正予算成立後）		

	令和11年度	令和12年度	令和13年度
学校	合同部活動、拠点校部活動の導入促進、完全廃止に向け、土日展開の検証		学校部活動の廃止
	学校施設の使用に関する調整		学校施設使用連携
	兼業届等、教員関連事務手続きの整備		教員も地域クラブ指導者として参加
	完全展開に向け、部活動外部指導者の積極導入、連携促進		一般指導員と連携強化
教育委員会・市役所	一般クラブチーム、教員主導クラブチームの運営		
	教員主導クラブチームの支援、部活動廃止に向け関係機関との調整（学校開放規則改正）		
	クラブチーム指導員の公募		
	部活動地域展開運営団体の検討（教育委員会→運営団体）		令和14年度からは地域スポーツ担当課へ移行
	<p>令和13年度3年生引退時点（総体予選終了時点）で、平日を含め、学校部活動は廃止を目指す。原則、すべての部活動は地域クラブとして展開する。</p>		
地域団体	クラブチーム指導員の公募への協力、各競技の運営、大会運営の協力		社会・生涯スポーツとして運営に協力

5 その他

この計画は、国及び県の方針やガイドライン、取組の進捗状況等を勘案し、適宜見直しを図り、改訂します。